



## 刑事施設における福祉的支援の位置づけとは？

今回は、刑事施設における「**福祉的支援の位置づけ**」について、「令和6年度版再犯防止推進白書」から一部抜粋して御紹介します。

刑事施設における福祉的支援は、就労支援と同じく『**社会復帰支援**』の1つとして位置付けられ、高齢又は障害を有する者に対して、保護観察所や地域生活定着支援センター等の関係機関と連携して、釈放後の帰住先や福祉サービス等の調整を行っています。

### 社会復帰支援

#### ○就労支援

ハローワークの相談員やキャリアコンサルタント等の資格を有する就労支援スタッフ等と連携し、出所後の速やかな就労の確保とその継続のため、職業相談等の支援を実施しています。また、雇用主の採用活動支援のため、コレワークにおいて情報提供を行っています。

#### ○福祉的支援

保護観察が行う生活環境調整において、釈放後の帰住先等の調整が進められますが、高齢又は障害を有し、釈放後に福祉サービス等が必要な受刑者については、刑事施設の社会福祉士などが、保護観察所や地域生活定着支援センター等の関係機関と調整を行います。

### 刑事施設 入所から出所までの流れ



出典：法務省資料による。

出典：令和6年度版 再犯防止推進白書（一部加工）

# 「刑務所出所者等に対する福祉支援に係る協議会」を開催しました

令和7年2月21日(金)、「**刑務所出所者等に対する福祉支援に係る協議会**」を開催しました。

本協議会は、刑事施設、少年院、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設及び都県の担当者を対象とした協議会で、今年度はさいたま新都心合同庁舎2号館を会場に約100名の参加がありました。

前半の講演会では、立教大学コミュニティ福祉学部の掛川准教授から「犯罪行為をおこなった高齢者・障害者に対するソーシャルワークのあり方を再考する」と題して、刑事司法ソーシャルワークの視点や支援のポイントなどの説明がありました。



後半の協議では、グループに分かれて「関係機関の連携」をキーワードに、**特別調整**をはじめとした福祉的支援の取組について、参加者からこれまでの事例や課題等について活発な意見交換がなされました。



## 特別調整とは？

受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、帰住先の確保や福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、保護観察所や地域生活定着支援センター等の関係機関と連携して、出所・出院後の支援につなげるための『**特別調整**』と呼ばれる福祉的支援の取組を行っています。

キーワード # 社会復帰支援 # 福祉的支援

